

2026年6月17日成立

成年後見制度が変わります！

資料 3

～「終身利用」から「必要なときに必要な支援」へ～

認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方を支える成年後見制度が、より柔軟で使いやすい制度に見直されます。

改正民法
公布後、順次施行予定

現在の成年後見制度

判断能力が
不十分になると…



家庭裁判所へ
申立て

後見 保佐 補助

いずれかの類型で、
後見人等を選任

後見人等が
本人を代理して支援

課題

- × 一度始めると原則やめられない（終身制）
- × 本人ができることまで支援の対象になる
- × 後見・保佐・補助の違いがわかりにくい
- × 後見人の交代が難しく、負担も大きい
- × 制度利用のハードルが高い

改正のポイント 5つの見直し

1 必要な期間だけ 利用できる



不動産売却 遺産分割 施設入所契約
など

必要な手続きが終われば
利用終了が可能に

これまでの「原則終身利用」を見直し

2 本人に必要な権限だけを 付与（限定的な代理権）

これまで



包括的な代理権

これから



必要な法律行為だけ
代理・同意などを付与

本人ができることは本人が行う

3 類型を一本化（補助類型へ）

現在

後見

保佐

補助

改正後

補助類型を
基本とした
柔軟な制度設計へ

本人の状態ではなく、
必要な支援内容に
応じて個別に設計

4 本人の意思をより尊重（意思決定支援の重視）



5 後見人等の交代がしやすく



目指す姿（制度の効果）



本人らしい暮らしの実現

住み慣れた地域で、
自分らしく安心して暮らせる



本人・家族の負担軽減

必要なときに必要な支援を
受けられ、家族の負担も軽減



地域で支える仕組みの充実

地域の関係者が連携し、
権利擁護支援の体制を強化



権利擁護と
自己決定の両立

本人の権利を守りながら、
意思と選択を尊重する社会へ

改正の
イメージ

これまで
一度使うと長期間続く制度
（終身制・包括的な代理）



これから
必要なときだけ利用する制度
（期間限定・必要な支援を柔軟に）

本人を中心に、
一緒に考え、支える制度へ



この改正は…
✓ 制度の利用をためらっていた方の利用促進
✓ 支援の質の向上・適切なマッチング
✓ 成年後見制度の利用促進と地域共生社会の実現につながります。

※施行日や運用の詳細は、今後の法務省令や裁判所の運用指針等で定められます。